平成 26 年 12 月 11 日

神奈川県教育委員会 委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて (答申)

平成 25 年8月7日付けで諮問された県立施設のあるべき姿について検討した文書一部非公開の件(諮問第646号)について、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

これまでの県の緊急財政対策に関して、特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書は、公開すべきである。

# 2 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の県立施設の見直し検討会の議事録及び会議に出た資料並びにこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書について、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成25年7月31日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)のうち、特定の県議会定例会に向けた想定問答を除くこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書(以下「本件行政文書」という。)の公開を求める、というものである。

# (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 異議申立人は、行政文書を読むことができないので、存在するどの文書のどの部分が「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と判断したのか理解できない。しかし、本件行政文書の全てが本当に「おそれがある」文書であるとは常識的には考えられない。
- イ 例えば、実施機関は、特定の県立施設の純化・集約化の検討に際し、 同種の他都道府県立施設の実態調査を行っている。その基礎調査資料は、 政策的な内容ではないのに、なぜ「不当に県民の間に混乱を生じさせる おそれがある」と判断できるのか不思議である。
- ウ 実施機関が合理的な理由なく「おそれがある」と判断すれば、恣意的な情報開示拒否になってしまう。これは、知事の情報の共有化、見える 化の方針に反する。
- 3 実施機関(教育局生涯学習部生涯学習課)の説明要旨
- (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県議会定例会に向けた想定問答を除くこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書である。

# (2)条例第5条第3号該当性について

特定の県立施設のあるべき姿についての検討は、県の緊急財政対策の取組の一環として行っている。具体的には、県教育委員会の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら、検討を行っている。

本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるお それがあるため、条例第5条第3号に該当する。

# 4 審査会の判断理由

# (1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会 審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から 口頭による意見を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

## (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県議会定例会に向けた想定問答を除くこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書である。

#### (3)条例第5条第3号該当性について

ア 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 実施機関は、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについて の検討は、県の緊急財政対策の取組の一環として行っており、具体的に は、県教育委員会の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら検討を行っているため、本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明している。

- ウ 当審査会において確認したところ、本件行政文書には、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討の方向性、検討方針、検討内容、内部又は他の地方公共団体との調整状況、今後想定されるスケジュール等が記載されており、検討段階の未確定情報を含むものであると認められる。
- エ ところで、条例第5条第3号にいう審議、検討又は協議に関する情報 は県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、例外 的に非公開とすることができる要件である「不当」については慎重な判 断が必要である。

この観点から「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、どのような混乱が生じるのか具体的に明らかにすべきものである。ところが、本件行政文書には検討会の構成員等すでに公表されている情報が含まれており、当該情報については不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、また、その他の情報についても実施機関は、具体的に想定される混乱の内容を明らかにしていない。

仮に、実施機関において、本件行政文書の内容には検討段階の未確定な情報が含まれる故に県民に誤解を与えるおそれがあると判断したのだとしても、それは必要に応じて「未確定情報であって将来変更される可能性がある」ことなどを説明することで誤解を解くことが可能である。このことを踏まえて、審査会において本件行政文書を確認したところ、不当に県民の間に混乱を生じさせるほどの多様で複雑な情報が記載されているとは認められない。

オ したがって、条例第5条第3号には該当しないと判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月	日		処	理	内	容		
平成 25 年	8月8日	0	諮問受理					
8月16日		0	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求					
9月6日		0	実施機関から非公開等理由説明書を受理					
9	月 10 日	0	異議申立。	人に非公開等	理由説明書	を送付		
10月11日		<ul><li>書</li></ul>	<ul><li>○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見 書を受理</li></ul>					
平成 26 年 4		0	審議					
5 (第 137 [	5月22日 回部会)	0	審議					
	6月4日	0	指名委員	により異議申	立人から意	見を聴取		
(第 139	7月24日 回部会)	0	審議					
(第 140	3月25日 回部会)	0	審議					
(第 141	月 11 日 回部会)	0	審議					
10月23日 (第142回部会)		0	審議					

# 神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備	考	
相川	忠夫	関東学院大学	:大学院教授	部	会 員	
入江	直子	神奈川大	:学 教 授	部	会 員	
柿崎	環	明治大	学教授			
交 告	尚 史	東京大学大	学院教授	会長職務代理者		
沢藤	達夫	弁護士(横浜	:弁護士会)			
西谷	岡川	元國學院大学法	会 (部会	長 長を兼ねる)		
東	玲 子	弁護士(横浜	弁護士会)	部	会 員	

(平成 26 年 12 月 11 日現在) (五十音順)